

成増生涯学習センター長寿命化改修基本設計・実施設計業務委託
プロポーザル方式事業者選定 募集要項

令和7年8月

プロポーザル事務局

東京都板橋区 教育委員会事務局 生涯学習課 施設計画担当係

住 所 : 東京都板橋区板橋二丁目 66 番 1 号

交 通 : 都営三田線「板橋区役所前駅」下車 徒歩 0 分
東武東上線「大山駅」下車 徒歩 10 分

電 話 : 03 (3579) 2633 (直通)

F A X : 03 (3579) 2635

M A I L : ky-shisek@city.itabashi.tokyo.jp

時 間 : 8:30~17:30

成増生涯学習センター長寿命化改修基本設計・実施設計業務委託
プロポーザル方式事業者選定 募集要項

令和7年8月1日

成増生涯学習センター長寿命化改修基本設計・実施設計業務委託事業者選定委員会決定

1 件名

成増生涯学習センター長寿命化改修基本設計・実施設計業務委託

2 目的

成増生涯学習センター長寿命化改修基本設計・実施設計業務を実施するにあたり、専門的知識・技術を有する事業者からの助言・提案を活かして業務を実施し、より効果的・効率的な長寿命化改修の実施を図るため、事業者からの提案を求め、また、公正かつ公平な方法で、総合的な見地から本業務に最適な事業者を選定します。

3 委託予定期間

契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで

※ ただし、契約は単年度ごとに締結し、当該年度の予算が議決され、かつ前年度の履行状況が良好であると認められる場合は、翌年度も同一事業者と契約することができる。

4 契約上限額

69,080,000円（税込）

（内訳）

令和7年度：20,700,000円（税込）

令和8年度：48,380,000円（税込）

5 委託業務内容

以下（１）～（４）の仕様書に示すとおり

- （１）設計業務委託仕様書
- （２）基本設計業務委託特記仕様書
- （３）実施設計業務委託特記仕様書
- （４）アスベスト調査委託特記仕様書

6 参加資格要件

以下の項目をすべて満たしている場合に参加できます。。

- （１）東京都板橋区競争入札参加資格（東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける建設工事等競争入札参加資格取得者）を有していること。
- （２）地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

- (3) 東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱(平成 17 年 3 月 31 日区長決定)による指名停止を受けていないこと。
- (4) 参加者及びその役員等が以下の項目に該当しないこと。
 - ア 暴力団員等である、又は暴力団員等が経営に事実上参加している。
 - イ 暴力団員等を雇用している。
 - ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している。
- (5) 法人住民税を延滞していないこと。
- (6) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (7) 提案金額が契約上限額の範囲内であること。また、内訳金額についても上限額の範囲内であること。
- (8) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を継続して 5 年以上行っていること。また、建築士法第 10 条第 1 項の規程による処分を受けているものが所属していないこと。
- (9) 経営不振の状態(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項に基づき再生手続き開始の申し立てを受けたとき、手形または小切手は不渡りになったとき等。)にない者であること。

7 配置技術者等について

本業務については、以下に定める資格及び実績を有する技術者を配置すること。

- (1) 管理責任者を 1 名配置し、1 級建築士であること。
- (2) 管理責任者および建築総合担当主任技術者は、同一の組織に属していること。
- (3) 管理責任者および記載を求める各担当主任技術者は、それぞれ 1 名であること。
- (4) 管理責任者が各担当主任技術者を兼任していないこと。また、建築総合担当主任技術者が他の分担業務分野の主任技術者を兼任していないこと。
- (5) 建築総合分野を再委託しないこと。
- (6) 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の設計事務所が板橋区の建築設計業等競争入札参加資格者である場合、指名停止を受けている期間中でないこと。

注) ※1 「管理責任者」とは、「建築設計業務委託契約書」(平成 10 年 10 月 1 日建設省厚契発第 37 号 最終改正 令和 2 年 3 月 27 日)第 16 条の定義による「管理技術者」を「管理責任者」と読み替えるものとする。

※2 「管理責任者」は、設計業務の責任者であり、複数の事務所で設計業務を分担する場合には、その設計業務についても責任者とする。

※3 「担当主任技術者」とは、管理責任者の下で各分担業務分野における担当技術者を統括する役割を担う者をいう。

※4 分担業務分野の分類は、令和 6 年国土交通省告示第 8 号別添 1 第 1 項第 1 号及び第 2 号において示される範囲とする。

8 参加申込手続・プレゼンテーション

上記の参加資格要件を満たし、本プロポーザル方式に参加を希望する場合は、下記に従い必要書類を提出してください。

(1) 1次審査

① 提出書類

- (ア) プロポーザル方式参加申込書
- (イ) 技術提案書
- (ウ) 会社概要書
- (エ) 財務諸表（損益計算書、貸借対照表）

② 提出期限

令和7年8月29日（金）午後5時必着

③ 提出方法

持参又は簡易書留等記録が残る方法で郵送すること。

④ 提出先

教育委員会事務局生涯学習課

（東京都板橋区板橋二丁目6番1号 板橋区役所本庁舎北館6階）

※提出された書類は返却しません。

※窓口へ持参する場合、閉庁日の提出はできません。

⑤ 費用

本プロポーザル方式の参加に要する費用は、全額参加者の負担とします。

⑥ 注意事項

提出された書類の再提出又は記載内容の変更は認めません。

(2) 2次審査（プレゼンテーション）

2次審査では、「技術提案書」をもとにプレゼンテーションを行っていただきます。

プレゼンテーションの詳細については、1次審査結果通知時に案内します。

※追加資料の提出、資料の配布は認めません。

(3) 書類作成の要領

プロポーザル方式参加申込書及び技術提案書については、「プロポーザル方式参加申込書作成要領」及び「技術提案書等作成要領」により作成すること。

9 審査方法及び審査項目

提案採用者の選定にあたっては、1次審査（書類審査）及び2次審査（プレゼンテーション）の2段階で実施します。

(1) 1次審査（書類審査）

① 審査方法

参加資格要件を満たしているか審査します。申込者が5者を超えた場合、審査項目及び審査基準を評価し、1次審査で5者以内に絞ります。

② 審査項目及び審査基準

別表1「1次審査表」のとおり。

(2) 2次審査（プレゼンテーション）

① 審査方法

「技術提案書」に基づいてプレゼンテーション（発表 15 分、質疑応答 15 分を予定）をしていただき、提案採用者を決定します。なお、評価点が満点の 2 分の 1 を超えないときは提案採用者としませんものとします。

② 審査項目及び審査基準

別表 2「2次審査表」のとおり。

10 「技術提案書」で提案を求める内容

(1) 成増生涯学習センター長寿命化改修の基本的整備方針

- ① 様々な世代が集い交流できる魅力的な社会教育施設の実現
- ② 安心して利用できる教育施設の実現
- ③ 効果的かつ継続的な運営が可能となる複合化及び、環境に配慮した省エネルギーによる快適性の実現

(2) 提案内容

(1) を踏まえ、「施設概要書」（別添）を参考に、以下について提案を求めます。

① 社会教育施設としての具体的な提案

- ア.生涯学習センターの目的である「多世代交流の促進」「社会教育団体の活動拠点」に最適な諸室や設備の配置について具体的に記述すること。
- イ.様々な世代の人が集まり、地域の人々が憩える魅力ある場所となるための整備について具体的に記述すること。

② 教育施設としての具体的な提案

- ア.教育相談室に最適な諸室や設備の配置について具体的に記述すること。
- イ.生徒・児童に、学習や体験活動を通じて社会的自立に向けた支援ができる整備について具体的に記述すること。

③ 工法やコストについての提案

- ア.上記①②踏まえた効果的な施設の複合化及び、入り口へのアプローチ整備含めた改修を、法的要件を遵守し、労務物価上昇等の社会情勢に対応しながら、予算の範囲内で工事を完了するための方策について具体的に記述すること。
- イ.省エネルギー・環境配慮に関する方策について、ZEB 認証取得の検討及び認証ランクの検討を含め、具体的に記述すること。
- ウ.イニシャルコスト、ランニングコスト及びライフサイクルコストの縮減に関する方策について具体的に記述すること。

11 質問及び回答

質問は質問書（指定様式）を使用し、メールでのみ受け付けます。質問者にメールで回答するほか、全ての参加者が確認できるよう質問と回答を区ホームページに掲載します。質問期限、質問送付先メールアドレスについては下記スケジュール及び担当を参照してください

い。

12 スケジュール

募集要項の公表	令和7年8月4日（月）
質問期限	令和7年8月18日（月）17時まで
質問に対する回答	令和7年8月22日（金）17時を予定
参加申込書等の提出期限	令和7年8月29日（金）17時必着
1次審査の結果通知	令和7年9月4日（木）（予定）
2次審査（プレゼンテーション）	令和7年9月11日（木）
2次審査の結果通知・公表	令和7年9月18日（木）（予定）

13 現地見学（任意）

希望する場合は、以下のとおり施設を見学することができます。

（1）申込方法

現地見学を希望する者は、令和7年8月8日（金）午後3時までに、下記「17 担当」まで以下の内容を記載してメールで連絡してください。

- ・メール件名「【成増生涯学習センター長寿命化改修】現地見学（会社名）」
- ・事務所名 ・担当者氏名 ・連絡先（電話番号、電子メールアドレス）
- ・参加人数（3名以内）

（2）開催日時

令和7年8月12日（火）午後4時30分～午後5時30分（予定）

（3）開催場所

成増生涯学習センター（板橋区成増一丁目12-4）

（4）その他

- ① 見学時間については事務局よりメールで連絡します。
- ② 現地集合・解散とします。駐車場はありません。見学参加者は指定された場所・時間に集合してください。
- ③ 現地での質疑応答は行わないので、質問がある場合は、本要項「11 質問及び回答」の方法により行ってください。
- ④ 現地見学への参加は、応募要件ではありません。

14 プロポーザル方式の結果公表について

2次審査終了後に、審査項目、審査基準、審査結果（順位、評価点等）及び評価点の内訳を公表します。また、提案採用者については、事業者名、提案価格も公表します。

15 予算措置について

本プロポーザルは、令和8年度予算の成立（板橋区議会で令和8年3月議決予定）を前提として行うものであり、予算が成立しなかった場合は、契約締結を行わない場合があります

のでご了承ください。

16 その他

(1) 提出に伴う費用負担

本プロポーザルに係る参加申込書及び技術提案書の作成及び提出等に伴う費用の全ては、参加者の負担とする。

(2) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権・特許権その他の日本国または日本国以外の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を使用した結果生じた一切の責任は、参加事業者が負うものとする。

(3) 再提出等の禁止

提出期限以降における参加申込書及び技術提案書の差替え及び再提出は原則認めない。また、参加申込書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。

(4) 失格要件

以下の場合には、選定委員会で審査のうえ、失格・減点となる場合がある。

- ①技術提案書に記載された内容が、極めて特別な事情がある場合を除き、業務遂行できないことが明らかな場合。
- ②審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。
- ③その他、選定委員会において不相当と認められた場合。

(5) 選定辞退

参加申込手続き終了後に本選定への参加を辞退する場合は、第2次審査実施日の前日（ただし、実施日が土日祝日であるときは、その日より前の最も近い平日）の午後4時まで（必着）に辞退届（指定様式）を持参または郵送により提出すること。

(6) 委託業務の仕様に関して

提案採用者と、提案内容に基づく協議により委託業務内容・仕様書を決定する。なお、提案採用者には、第2次審査結果通知後に企画提案書に記載された内容の根拠となる書類（定款、規約、その他のこれに類する書類等）の提出を求める場合がある。

(7) 提案書等の情報公開

プロポーザル方式への参加申込手続き以降に区に提出された書類については、全て公文書公開請求（情報公開）の対象となり、原則公開されることから、あらかじめ了承のうえ提出すること。

なお、区から要請がある場合には、事業者は提案書の補足説明書の作成を速やかに（概ね2週間以内）行うこと。補足説明書は公文書公開請求（情報公開）により開示した提案書の内容を補足する必要がある場合に作成するもので、どのような提案がなされているか想起できる具体的な内容のものとする。

(8) その他

- ①本プロポーザルに係る手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は円、単位は日本の

標準時及び計量法によるものとする。

- ② 1次審査通過者として選定された者は公表することがある。
- ③ 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ④ 提出された参加申込書及び技術提案書は返却しない。なお、提出された参加申込書及び技術提案書は、選定以外に使用しない。
- ⑤ 技術提案書の作成にあたり板橋区から受領した資料は、板橋区の許可無く公表及び使用することはできない。
- ⑥ 電子メール等の通信事故については、板橋区はいかなる責任も負わない。
- ⑦ 参加申込書および技術提案書の提出は、1者につき1案とする。
- ⑧ 単独企業と共同企業体、共同企業体間で同じ事業者が重複することは認められない。
- ⑨ この要項に定めるもののほか、必要な事項については選定委員会が別に定める。

17 担当

板橋区 教育委員会事務局 生涯学習課 施設計画担当係 担当：宇野

TEL：03-3579-2633 E-mail：ky-shisek@city.itabashi.tokyo.jp